

Title	平二郎著,『左伝の史料批判的研究』
Sub Title	
Author	水野, 卓(Mizuno, Taku)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.2 (2001. 2) ,p.145(293)- 166(314)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20010200-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平勢隆郎著『左伝の史料批判的研究』

水野卓

序

第一章 『左伝』の史料批判的検討

第一節 『左伝』を検討する前に

『春秋左氏伝』（以下『左伝』と略す）は、『公羊傳』・『穀梁傳』に比べて史実材料が豊富なことから主に利用されたきた史料である。しかし『左伝』漢代偽作論争が起こ

第二節 先秦史料の史料批判

第二章 春秋時代の県——春秋戦国時代の画期(1)

第二章を論ずる前に

第一節 楚国の県

第二節 晋国の県

第三章 出土史料と先秦時代——春秋戦国時代の画期(2)

第三章を論ずる前に

第一節 『侯馬盟書』「侯」・「馬」の字釈とその関連

問題一 “趙「稷」・「范」氏なる字釈による時期決定の検討を基礎として—

二

第二節 『侯馬盟書』に見える「室」と宗主趙孟との関係
第三節 殷周時代の王と諸侯
結びにかえて

これら各章のうち、第一章の大部分と第三章はすでに発表された論文であるが、本書への収録に当たっては全体にわたり大幅な加筆・再編などがなされている。また

卷末には「『左伝』分類一覧」「索引」「中文摘要」を附している。

まず序において、「『左伝』は『春秋』の伝ではない」「夫子・吾子は男子の美称ではない」「孔子は聖人ではない」といった「三言」を骨格に史料批判的検討をすすめて『左伝』編纂の意図を追究し、さらに地方行政制度の検討と出土史料の活用問題を織り混せて『左伝』が戦国中期に成書されたことを導き出すなど、『左伝』という史料の性格を明らかにすることが本書の目的であると述べる。

第一章「『左伝』の史料批判的検討」第一節「『左伝』を検討する前に」では、著者の『新編史記東周年表』『中国古代紀年の研究』で導き出された見解を再び確認する。戦国時代に王を称した各国の君主は、それまでの周王に代わり自らの正統性を論じる必要があり、その正統性を確立するために歴史記述と暦を利用したという。次述べていくことを主としていること、また本書からの引用文は、本来ならば本書に従い旧字体で示すべきものであるが、便宜上常用体を用いたことの一節をあらかじめ記しておくこととする。

それに対する『春秋』には文→武→宣の継承を理想の

「形」として斉の威宣王を正統とすることが示され、さらにそれらに対する『左伝』には文→武→宣の継承を理想の「形」として韓の宣惠王を正統とすることが示されていると指摘する。

一方暦については、天・地・時間・季節の十二方位が関係するという。戦国諸王は音楽理論によつてこれらの秩序を定め、同じく音楽理論をもとにした九・六・八の理論をからめることにより、天の方位配当で冬至点が重ねられた丑、季節の方位配当で冬至を含む月が配当された子、春の始めの月がくることとなつた寅という三つの始まりを導き出した。これらの始まりをもとに、冬至月の子月・丑月・寅月を正月とする暦をそれぞれ周正・殷正・夏正であるとし、戦国の諸王は周正を承ける正統な王朝として、子(九)→未(六)→寅(八)という生成を利用し、寅月を正月とする夏正を正統な暦と定めたとする。なお『春秋』を見ると周正を用いるとされていながら、季節配当では夏正が用いられており、このことは来るべき正統な暦が夏正であることを予言するために、孔子の名を借りて示されたものであることを指摘する。

ただし、同じ夏正でも戦国諸王にそれぞれの正統觀があるように、暦にも七六年周期の起点・置閏法の違いか

ら計六種類の暦が作られたとする。このようにそれぞれの正統な暦の存在を確認した上で『春秋』を見ると、その朔の記述が齊の暦に合うように仕組まれており、一方『左伝』を見ると魏や齊の置閏法を非礼としており、さらに冬至が朔とされる年についても韓の暦から溯った場合に適合するように仕組まれていることを明らかにする。つまり歴史記述と暦という二つの面から、『左伝』に韓の正統性が示されていることを確認するのである。

第二節 「『左伝』易と三統暦—『左伝』の検討(一)」では、『左伝』に関して前二著においては検討が不充分であり、かつ津田左右吉氏の『左伝』漢代偽作説を支えた易の卦変に関する検討を行う。

津田氏は『左伝』の易に見られる卦変が前漢末に成立したもので、それぞれの爻は一つ一つ独立していると主張する。これに対し著者はまず、周易が爻を説明する用語として陽爻を九、陰爻を六として八卦が作られることに着目し、九・六・八に基づく戦国中期の議論であることを指摘する。また甲骨文・金文に見られる数字卦を取り上げ、それは爻ごとの変化が多様で、爻が比較的独立している、いわゆる爻変であることも確認し、爻ごとの変化が単純化し、まとめて判断するようになる八卦と卦

変の成立時期は戦国中期であると述べる。これらからまず周易が一つ一つ相互に独立したものではないことを明らかにする。

さらに著者は『左伝』の易と漢代の易との比較を行う。まず『左伝』の易に八卦の八方位をからめ、その之卦が上下の八卦に分けて解釈されていること、また天から天へ、地から地へのパターンが排除されていることを見出す。他方漢代以降の解釈を示す虞翻の注では、之卦を上下に区別することなく六十四卦を一体としていること、

また天から天へ、地から地へのパターンが見られることを指摘する。この比較から『左伝』に示された之卦が原始的なものであると結論付け、結局『左伝』の易に見られる卦変は前漢末ではなく、戦国中期の成立であると述べる。このように津田氏の漢代偽作説を支えた易の議論を論駁した上で、さらに『新編史記東周年表』で示した木星紀年法に関する検討や、鎌田正氏の議論を加えることにより、「もはや漢代偽作説の成り立つ余地はいよいよ無くなつた」（四七頁）とし、『左伝』が戦国中期に作られたことを明らかにする。

この指摘をさらに確かなものとするため、『左伝』漢代偽作説を支えた王莽の『左伝』称揚問題についても言

及する。これまでの見解では、『左伝』の暦が王莽の三統暦にも合うことから、劉歆が『左伝』の中に木星位置を竄入したとされてきたが、実際には劉歆が『左伝』の木星紀年を活用して一四四年超辰法を作り出し、王莽の三統暦とつなげ、そのことにより王莽が漢のみでなく、周公からも継承されていることを『左伝』によって説明しようとしたのである。つまり劉歆によって『左伝』は王莽の正統性を予言する書物とされたのだという。

なお『史記』暦書に見える「曆術甲子篇」は、太初元年の太歳の次を子ではなく寅にしようという木星紀年法の名称変更によつて作られたが、現実には武帝があみだした「縮」と「贏」の理論によつて太初元年が子の歳にされ、武帝期において太歳紀年上の断絶を作つてしまふ点から、採用されることがなかつた。しかし後漢の四分暦の先行議論として重視されたため、『史記』に保存され、かつ年号が付加されたことを推測する。

第三節「文章構造と『左伝』の予兆——『左伝』の検討（二）」では、『左伝』が韓で作られたことがどう『左伝』に反映しているかを検討している。まず小倉芳彦氏の『左伝』の分類を承けて、『左伝』の構成を【経文引用】【経文換言・説話】【経解】【説話】（地の文と会話部

分に分ける) 【説解】【凡例】【君子曰】【君子】に分類し、この分類を前提に、『左伝』における春秋各国の爵位秩序を分析して、『左伝』が『春秋』の爵位を引用しつつ独自の表現を使用していることを見出す。例えば晋について、『春秋』では「晋侯」と一貫しているものの、『左伝』では侯(晋宗家)→公(曲沃分家)→王(韓氏)という爵位の上昇が込められ、加えて【説話】会話部分で「晋君」と称されていることにより、結局封君にすぎないとされていることを導き出す。このような「～君」という表現が『左伝』には目立ち、特に魯の君主を示す「魯君」について「嗣君」との関わりから考察する。そこで『左伝』における韓氏の宗主と「嗣君」との関係を検討した結果、「嗣君」が韓宣子のことではないかと推測し、さらに【説話】会話部分で「魯君」が韓宣子の活躍時期に使われていることから、「魯君」とは韓宣子を念頭に置いての表現ではないかとも推測する。つまり「魯君」「嗣君」とともに韓宣子を念頭に置いた語であり、かつ「魯君」が「嗣君」を承ける時期に用いられていることから、韓宣子が君になつたことを暗示していると説く。また子産と韓宣子の会話から「君子」「聖人」「達人」「夫子」「吾子」といったキーワードに注目し検討する。

「君子」については、未来を見通す力のある人物に用いられていると指摘した上で、『左伝』に示される「君子」には子産と韓宣子が含まれていること、孔子は君子でもなく特別扱いされていないことを明らかにする。次に「夫子」については、後継の滅亡・死去を暗示するものとして用いられていることを指摘し、このような不吉な意味に混じつて文公重耳・趙宣子・子産・韓宣子・孔子らにも「夫子」の語が用いられている意味を特に取り上げて検討を加える。この五人の中では孔子については「達人」に過ぎず、『春秋』を修められないことを示すとする。また文公重耳については、『左伝』が侯→公→王への上昇と周公旦を意識した攝政としての魯の隱公の文→曲沃の武公→韓の宣惠王の図式を用いているにもかかわらず、「夫子」の微言が示される僖公二三年では、文公・趙成子・魏武子によって文・武・成がそろつてしまふため、君主号としての文公と宗主号としての武子・成子・文子・宣子を否定する目的として「夫子」が用いられたという。趙宣子については、宣子の存在が韓の宣惠王を予言するため、韓宣子を特別扱いにし、他の氏族を否定するため「夫子」が用いられたと述べる。最後に「吾子」については、滅びた氏族の最高位に上つたもの

が対象となつており、子産・韓宣子も「吾子」と記される。なお宋の孔父などを対象とすることで、間接的に孔子を批判し、また魏氏・趙氏もその対象となつてゐることを見出す。これらから「夫子」「吾子」でありながら、「君子」でもある子産と韓宣子は未来が見えない微言を払拭してしまうほど特別な存在であり、さらにその子産が「吾子」と称するのが韓宣子であることから、韓宣子の方がより特別視されると主張する。

さらに『公羊傳』の冒頭と末尾に注目し、そこに見える「桓」と「隱」にはそれぞれ、齊の威宣王の称王を予言すべく、孔子を念頭におく君子によつて『春秋』が作られた事実が暗示されていることを指摘する。これに対して『左伝』では孔子を貶して、『公羊傳』の獲麟の予兆を不吉なものとしていることを見出す。そこで實際の『左伝』の末尾にある「悼」という表現に注目し、さらにつのうに一文字で記される事例を『左伝』から抜き出し検討を加える。桓公二年の「惠」は晋の桓叔以来の次第を述べ、閔公二年の「僖」は齊の桓公について記しております、後者を姜子のことと考えれば、この二つは田齐桓公への繼承を否定し、曲沃武公と韓氏に注意を向けさせるものであるとする。また襄公七年の「成」、襄公一

九年の「簡」「僖」は鄭の記事であり、ここから子産の出現に注目させ、子産と韓宣子の特別さを際立たせるものであると述べる。さらに悼公四年の「悼」は韓氏が晋の実権を握つたことを述べており、『春秋』の獲麟による形を揶揄して言い換えた独自の「形」であるとする。結局『左伝』が子産と韓宣子に注目しており、子産を通して韓宣子が第一の存在であるように仕組んだものであると指摘する。さらに言えば『左伝』に示される韓宣子を念頭に置いた「嗣君」「魯君」といった表現と晋の君主の称号における侯→公への上昇、そして宣子の称号から、『左伝』は来るべき權威繼承者が韓氏から出自した宣、つまり宣惠王であると予言したものであるとする。他にも『左伝』における君子の評価の中には、秦や鄭についての予言があり、特に韓宣子を導く人物として評価される子産の鄭には、「刑鼎を鋤る」に関連して滅亡の予言がされ、結局韓宣子を特別に位置付けるように仕組まれていることを明らかにする。

なお劉氏の称揚問題について、『左伝』に記される劉氏が『左伝』成書時期から存在するのか、漢代の挿入があるのかを問題とするものの、「劉累」がもともと「龍累」と記されていたことから、「龍」から「劉」への書

き換えに問題があるとする。書き換えは、戦国中期・漢初・武帝期、いずれの可能性もあるが、『史記』夏本紀に「劉」の字があり、武帝期にはすでに「劉累」であつたことから少なくとも王莽時期になされた可能性は薄いという。

『左伝』の中に示された微言と文章構造を検討した結果、韓宣子と子産を特別に位置付け、なかでも韓宣子を上位におくことで、来るべき韓の宣惠王の正統性が各所に散りばめられ予言されているという結論を導き出す。

第四節「先秦史料の史料批判」では、『左伝』をはじめとする伝存史料について今後いかに史料批判を進めるべきかを示す。

『左伝』について言えば、【説話】会話部分を「『左伝』編者が自分のものとしてではなく、他人のものとして提示したもの」（一八八一—一八九頁）とし、ここには「夫子」「吾子」といった微言や載書における国家の表現、『詩

經』『書經』の引用、木星紀年法の予言などの戦国的表現が施されているため、そのままで戦国時代の韓の視点から判断してしまい、「春秋時代を語るべきものにはならない」（一六一頁）と指摘する。ただし、貨幣経済を想起させる「貨」については、「形式的に言えば、過去

を溯るにも排除してはならない」（一六一頁）ことを喚起する。また【経文引用】【経解】【説解】は在りし日の『春秋』伝の二次利用であるが、古い記録を伝えたものではないとし、他方【経文】【説話】地の文は古くからの部分として見て取れるが、『春秋』自体に正統觀が示された爵位や斉の暦に合わせて『春秋』の季節配当については注意する必要があるとする。

『公羊傳』については暦に関する、『春秋』の朔について何も語らず、むしろ『公羊傳』に付隨する『春秋』が斉暦に合致することを取り上げる。このことに第三節で見た『公羊傳』の冒頭部分において斉の威宣王の称王が予言されていたことを合わせ、『公羊傳』が斉で作られた伝と関わるものであると見る。ただし斉暦が秦漢の暦と起点を同じくすることから、漢代に再編された可能性も残されていると考える。

『穀梁傳』については暦に関する、『春秋』の朔についての記述では燕と中山で使用された暦の起点と合致し、さらに『春秋』の置閏法を非礼としないことから『春秋』・『公羊傳』と同じ置閏法と考えられ、その結果、中山の暦に合致することを明らかにする。加えて『穀梁傳』では中山が中国とされていることから、『穀梁傳』

は中山で作られたとする。

さらに『穀梁伝』の冒頭と末尾に関して検討した結果、

末尾が麟を中山の外に出そうという陰謀を潰して恒に居るようになされたという内容であり、これは『公羊伝』の

末尾にある、王がいれば麟はやつてきて、いなければやつてこないという内容に対抗したものと考えられ、明らかに『公羊伝』を意識しており、『穀梁伝』の末尾の

表現は『公羊伝』の末尾のそれに遅れるとする。また冒頭で「桓」に位を譲ることが間違いであると説く内容は『公羊伝』の「桓公への繼承」を否定するもので、「惠」について否定的な表現を用いることは、韓の宣惠王を誹謗するものであると指摘する。つまり『穀梁伝』は『左

伝』の成立よりも遅れると推測している。

このように戦国時代の各國の正統論がいかに史料に反映されているかを明らかにするのである。ただ『左伝』の【説話】会話部分や君子関連の記述で問題にされた、

1天下・國家を論ずるもの

2九・六・八をセットとして念頭に置き、これを論ずるもの

3天・地・人をセットとして念頭に置き、これを論ずるもの

4日・月・星辰をセットとして念頭に置き、これを論ずるもの

5暦法計算や三正に関する記述があるもの

6貨幣経済に言及するもの

7五行説に言及するもの

8徳の内容が戦国的であるもの
9架空の周代を顕彰するもの

以上の九点は戦国時代の王朝正統思想に関わり、国を越えて共有されるものの、3・4・5に関しては夏正・楚正の理念に基づく配慮が必要であるとする。なお正統觀に関わる一般的議論の時代的展開に関しては、例えば暦の理念的背景を探ると、戦国期に生成された暦の理念に五德や三合、五行相勝説や五行相生説などが関わり、戦国時代の複数の正統觀から秦漢へと展開する流れが見て取ることを指摘する。さらに紀年矛盾の解明によつても適切な史料理解が得られるという。

戦国時代には共通の正統理念を土台としながらも複数の正統觀が存在し、そこからさらに後の時代へと影響が及んだことを述べる。これまで議論してきた史料のみならず、例えば『史記』は『左伝』を史実材料として用いたが、暦が合わないため『公羊伝』や『春秋繁露』に

よつて漢の正統化、さらには武帝を正統化する書物となつたとし、また『漢書』は緯書を用いることによつて漢の正統化を示す役割が与えられたと説く。

以上のことをもつて本書では、左記のように結論付ける。

『春秋』 戰国齊の正統を示すための予言書

『左伝』 戰国韓の正統を示すための予言書。これを王莽が自己の正統を示すべく再利用

『公羊傳』 本来齊の正統を予言した『春秋』の伝。これを漢の正統を予言すべく再利用

『穀梁傳』 戰国中山の正統を示すための予言書

『春秋繁露』 『春秋』を再利用して漢の正統を説明するためのサブテキスト

『史記』 漢の武帝の正統を示すための予言書

『漢書』 王莽を超越した漢の正統を示すための予言書

制に関する先行研究は数多くあるものの、春秋から戦国にかけて君主の血統が変化した国とそうでない国とでは、県支配の在り方が異なつていたことを疑問点として挙げ、春秋県についての記述を比較的多く残す楚と晋を取り上げる。なお春秋後期の県の状況を示すとされる「叔尸（夷）鑄・鐘」を再検討し、これが戦国中期の作であり、齊の県が小さいという根拠となならないことを確認した上で、「楚・晋の春秋県に関する検討をもつて、齊を含む春秋諸国一般についての議論の基礎に据えること」（二〇五頁）を前提として議論を展開する。

第一節「楚国の県」では、まず「曾侯乙墓出土竹簡」を検討し、楚における県管領者は「公」と記され、「君」と記された場合も『左伝』では「尹」に書き換えられたことを指摘する。この前提をもとに、申県の県管領者の世襲支配がないこと、さらには他県でも同様の結果を得て、楚では春秋期においてすでに県管領者による世襲支配が広く否定されていたことを明らかにする。さらに県の世襲問題が世族化につながることから、楚の代表的世族による県支配の在り方をまとめ、世襲支配が否定されていることを確認し、楚の世族が県を世襲したがゆえに世族化したとはいえないと主張する。

また県とされた邑に國が遷される事例は、楚の世族を考える上で大いに関わり、また後の封君発生問題にも関わるため、『左伝』昭公一三年の「許・胡・沈・道・房・申を荊に遷す」の解釈を試みる。これまでの見解では遷徒の対象が各国の居民なか公室を含むかで意見が分かれているため、著者は「許」の遷徒を楚の軍事行動と属国の動向にからめて検討し、その結果、従属国の人は軍事力として、また盟を交わす際の参加者として期待されていたことを明らかにする。さらに昭公九年で許の國を構成する「人」の一部が城父への遷徒の対象となつた事例を挙げ、問題の昭公一三年の場合は許がすでに城父へ遷つていてもかかわらず、なお許と記されている点に注目し、それは許の君の支配下にあり、かつ許の人が参画していたからであると推測した上で、遷徒の対象はより限られた君主の一族を中心とする國の中核のみであつたとし、この許の事例から他の五國も同様のことが想定されると結論付ける。

さらにこの昭公一三年の遷徒の目的は大城建設にあるとする谷口満氏の見解（「靈王弑逆事件前後—古代楚国との分解（その2）—」『史流』一三三、一九八二年）を受けて、「申」を方城の内ではなく、外に設定することに

より、申国と申県が同時に存在することを確認し、その遷徒の目的が君主の血統の存続、つまり君と人とを結び付ける心情を重んじ軍事力を期待するものであつたことを明らかにする。

なお楚では支配層が王権を脅かす存在には成長しなかつたかわりに、公子・公孫が県へ進出していったことについて、その世襲支配を検討した結果、その世襲も否定され、新たな世族とはならないことを確認する。このことから増淵龍夫氏の山林藪沢の家産化が県管領者の世族化を抑える時期は戦国中期以後になつてからという見解（「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」『中国古代の社会と国家』所収、弘文堂、一九六〇年。新版、岩波書店、一九九六年）については、楚では春秋期にすでに県の世襲支配が否定されており、公子・公孫の進出時期には山林藪沢が楚王の基盤となつていたことを指摘する。

第二節「晋国の県」では、まず戦国になつてその君主が名目と化す晋の場合は県の上部権力として世族の宗主を想定すべきであると主張する。つまり晋の世族がどのような邑を支配したのか、また宗主についてはどのように記されているかについて言及する。

晋では県管領者は「大夫」と記されるが、そうでな

くとも管領者の場合があるという。このことについては、晋では第一次氏、そこから派生した第二次氏といった邑名を氏とするものが多いという前提をもとに世族の宗主を探る。その結果、世族の宗主は「某子」と記されたとや『左伝』の中から「主」の用法を探った結果、【説話】会話部分において世族に焦点が当てられていることから、「第一次氏十子某」が宗主である可能性が高いとする。また世族の宗主は晋の政界において一族中最高位にあると考えられることから、「各軍の将・佐」も宗主である可能性が高いことを推測し、これらを世族の宗主として論を展開する。

このように、対象となる世族の宗主を確定した上で、『春秋大事表』春秋卿大夫世系表に記される一五の世族について、その系譜・族員・管領邑を整理し、『左伝』が晋の世族とその宗主にいかに関心をもつかを確認しつつ、それぞれの世族の管領邑において世襲関係が想定できることを導き出す。

この晋における県支配の検討を通して増淵氏と五井直

弘氏の所論に触れる。増淵氏の県は有力世族に管領されており、次第に私領化する一面があるという見解（「先秦時代の封建と郡県」『中国古代の社会と国家』所収、

弘文堂、一九六〇年。新版、岩波書店、一九九六年）については、氏が根拠とした温・原の趙氏の世襲は確認できないとし、むしろ趙氏・魏氏・韓氏といった戦国にながる氏族において、その本邑が世襲支配され安定した基盤が打ち立てられていたことを指摘する。そしてそのことが「山林藪沢の安定的継続的支配を約束したはずである」（三五四頁）と主張する。また五井氏の祁氏・羊舌氏の管領する邑が分散傾向にあるという見解（「春秋時代の晋の大夫祁氏・羊舌氏の邑について—中国古代集落史試論—」『中国古代史研究』第三 吉川弘文館、一九六九年）については、むしろそれらの邑がまとまつており、六卿の場合も同様であったことを明らかにする。ただし戦国に比較すれば分散傾向にあり、それが世族権力にとって戦国王権へと発展する「手かせ足かせ」となつたと指摘する。以上のことから、少なくとも晋においては「戦国時代の『左伝』成書者の認識とはいえ、各世族が宗主を中心にまとまつていたこと」（三五五頁）を確認し、この節を締めくくる。

史料を用いて伝存史料を再解釈し、同時に『左伝』を扱う上で出土史料の活用法にも目を向ける。

第一節「侯馬盟書」「𠂔」「𦥑」の字釈とその関連問題では、『侯馬盟書』が趙氏の内紛に関わるものであることは確認されているが、その時期を巡って二つの有力な説があることから、『侯馬盟書』の人名の字釈を再検討した上で、その名が文献史料中の人名と一致することを確認し、さらに『侯馬盟書』の製作時期を確定する。著者は暦の検討から前四九七—四九〇年における趙孟と邯鄲趙氏の争いを有力とするが、敵対者とされる趙

「𠂔」の「𦥑」の字釈に問題が残るとする。「𠂔」については「尼」字が有力で、他にも「化」や「北」といった説も挙げられているが、字形や書体が意識して書かれていることから「匕」の字を検討し、これらの字には当てはまらないことを確認する。そこで著者は白川静氏の「尼と色とは字の構造が似ている」という指摘（『説文新義』白鶴美術館、一九七四年。『字統』平凡社、一九八四年）をもとに、さらに「𠂔」を半分に分け、「色」字そのものを検討し、左半分が「色」であることを提示する。さらに高明氏がこれまでの見解をまとめて「抓」「弧」と釈した論（『侯馬載書盟主考』『古文

字研究』第一集、一九七九年）を取り、右半分を「爪」または「瓜」とし、結局「𠂔」は「瓠または瓠」（色）であり、普通から稷であると結論付ける。

とすると結論付ける。

残された数々の問題として「范瘡」については、克と吉に善の意味があることから、名とあざなの関係と見て、范氏の筆頭である范吉射とする。また敵対者の盟辞上の配列が、核になるいくつかの人物の下に増やしていくパターンを取つており、そこに記される趙歎・史醜・司寇脣・司寇結それぞれが文献のどの人物に比定されるかを求める。功と寇の通韻から、司寇氏が司功氏に特定でき、あざなど普通から史醜が士鮒に特定できるとする。なお士氏は第一次氏であり、范氏が第二次氏、司功氏が第三次氏という関係も見られるとする。さらに中行氏が荀氏を第一次氏とする第二次氏であり、荀に趙との音通はな

いが、地名と考え、呈と寅が名とあざなの関係であることから趙稷を中行寅に特定する。このように盟辞上の人々が特定されたことで、趙稷とその一族が別格であり、また主敵が趙稷であることを導き、ここから『侯馬盟書』の作成者が趙孟集団であることを明らかにする。

なお『侯馬盟書』に記される暦日については、『温県盟書』を『侯馬盟書』と同時期のものと仮定した場合、『温県盟書』の製作時期を決める“十五年十二月乙未朔辛酉”が定公一五年一二月二七日、つまり前四九七年一月一五日であることをわりだし、ここから『侯馬盟書』に記される“十又一月甲寅朏乙丑”の十又一月が十又二月の誤りであるとし、前四九六年一二月二八日であると確定する。

第一節「『侯馬盟書』に見える「室」と宗主趙孟との関係」では、『侯馬盟書』における宗主と一般族員との関係を知るため、『侯馬盟書』第四類に記される「内室」つまり「室」の更なる取得を禁止する事例を検討し、趙孟集団成員の県邑世襲支配問題にも言及する。

まず『左伝』における「室」を検討した結果、より古い部分を示す【説話】地の文においては財産や邑などを意味し、さらに意味が派生することを見出す。ここから、

もし「室」が管領邑のこととて、その取得を禁止しているならば、世襲を前提とする管領邑が広範に存在することになり、他方「室」が邑に付属する田土で、趙孟がその取得を禁止したとすれば、集団内に広範に存在する私領は小規模なものとなるため、「室」の規模と趙孟との関わりを検討する必要があることを提起する。

ただ第三類参盟人を国人とする見解があり、これを重視すると第四類参盟人も趙孟集団成員とはいえないが、第三類の盟辞が趙稷を主敵としており、その参盟人が閔伐なる人物に深く関わっていること、盟書の辞句の異同が甚だしいことから、混乱した状況の中で作成されたと考えられること、などといった点から、第三類の参盟人を国人ではなく、趙孟の下への投降者であろうと推測する。さらに同一の参盟人の各類各種の分布状況から、第四類参盟人はもとからの趙孟集団成員を多く含むことも確認する。

第四類の盟辞には趙孟につかえることを確認した上で、「室」の更なる取得をしないことと、宗人・兄弟の内室阻止が誓われている。ここで「室」の更なる取得の禁止を誓つていていることから、すでに「室」を保有していることを指摘する。また『侯馬盟書』参盟人の階層について

は、相当数の参盟人を考慮すべきことから士を考えた方がよいとし、その中で宗人・兄弟がすでに「室」を保有していると考えられることから、相當に小規模の「室」を想定すべきことを指摘する。つまり邑の下にある相当小規模の「室」の更なる取得が趙孟によつて禁止されるという状況は、趙孟の威令が一定階層の者を通しての間接的目配りとして「室」に及んだことを意味し、結局趙孟が旧来の秩序を重視しつつも、彼の下にある大邑を世襲管領することが否定されつつあつたことを表し、他の世族でも同様の事態が進行していくことを明らかにする。

なお『左伝』における「宗人・兄弟」を検討した結果、「宗人」は【説話】地の文にしかみえず、また「兄弟」は事実として語られる場合には【説話】地の文、会話部分に見え、より古い表現であることを確認する。つまり『侯馬盟書』から『左伝』の中の古い表現を見出すことができ、出土史料を利用して『左伝』の再検討が可能であることも確認する。

第三節「殷周時代の王と諸侯」では、殷周時代から始皇帝による統一帝国出現の過程を王と諸侯との政治構造だけに注目していくは変化があまり見えず、また社会の変化に着目しようとしても戦国時代の認識の上で殷周時

代が語られるため理解しにくくなつてゐることを前提として指摘する。そこで著者は戦国期の王と封君との関係が殷周時代の王と諸侯との関係に類似しており、これが統一国家出現を説く鍵になると考へ、出土史料を利用し、殷周時代の王と諸侯との関係から春秋戦国時代の画期を探り、合わせて『侯馬盟書』での県制に加え、政治構造の中での県制の検討から春秋から戦国への変化を見出す。

まず殷周時代の王と諸侯との関係については、松丸道雄氏による田獵地の検討（「殷墟卜辞中の田獵地について—殷代国家構造研究のために—」『東洋文化研究所紀要』三一、一九六三年）に、「省」の用法の検討および西周青銅器『散氏盤』の銘文の検討をからめて明らかにする。諸族の名が付く田獵地が殷の周辺に存在するという松丸氏の指摘と、矢王という諸侯が管轄する「散の用田」が周の故地や王都の近くに存在するという『散氏盤』の銘文について、春秋時代において鄭と魯の間で許田と湯沐の邑が交換される事例を取り上げ、諸侯国の近傍に他諸侯の邑が存在したことを想定し、諸侯が出仕するための物資を提供するため近傍に設定された地であることを導き出す。また田獵地で行われる「省」という行為と、『散氏盤』に見える「眉」という行為が、王の代

行者による宗教的威圧儀礼であると見なす。これらから殷周の直接統治の範囲は狭いものの、「都の近傍に設定された諸族の食邑への宗教的（靈的）威圧儀礼」（四四九頁）を通して観念的に支配していたと結論付ける。

殷周の直接統治は大きな都市が群小の邑を支配する構造が念頭に置かれ、後に成長してくる領域国家に対しても邑制国家とも表現された。その実態については殷王朝の族的構造が検討されたことから、松丸氏の殷の王族が十個の太陽、すなわち十個の支族より成っていたという説（「殷人の觀念世界」『中国古文字と殷周文化』 東方書店、一九八九年）を取り上げ、ここから楚の王室構造における莫敖の職を世襲する屈氏が殷の支族に類似すると指摘し、さらに周公旦から始まる周公の職も莫敖に相当するのではないかという推測も行う。これらから殷王だけでなく、周王・楚王、さらには一般諸侯も靈的權威を有すると考え、殷周の政治構造は族的秩序に支えられた宗教的權威をもつ王と諸侯とが構成したと結論付ける。

なおそのような構造の中で、諸侯から抜きん出た存在としての殷王・周王を説明するため霸者が利用されたと説く。春秋時代のまとめ役としての諸侯には限界があり、周に代わって王とはなれなかつたことに注目する。戦国

時代の王も天下の一部しか私領化できず、春秋時代のまとめ役の諸侯を継ぐものではあつたが、そのまとめ役を霸者として否定し、周王の權威を継ぐことを明らかにしたことなどを指摘する。

殷周時代の政治構造をこのように規定した上で、春秋から戦国にかけての変化として県の性格を取り上げる。春秋時代の県の領域化が限られていたことは、西周金文の「還」が後に畿内外に縣として展開し、それが面的に広がるのが春秋後期以後であるとされていることからも確認できるが、さらに松丸氏の田獵地の検討をもとに殷の畿内外に展開した軍事拠点の存在にも着目する。つまり畿内外に展開した軍事拠点の存在から、どのように畿内に相互連結する県支配が発生していくのかを問題にする。そこで楚の県を検討し、それが軍事上の要衝から出発して多数設置され、面的に連結していること、他方で許国を検討を通じての國換えの事実から、小国の人主を遷徙させて、その軍事力の期待を目的として県支配が行われたことを明らかにする。ただこの時点では君主の一族を葬り去れない事実があることも確認する。

このような春秋時代の状況に対して、軍事力として農民が参加するようになり、また都市間の人の移動が頻繁

になることによって、旧来の人の秩序がさらに緩み、その結果、小国の君主が消滅し、封君が出現してくるとといった変化が現れるとする。この封君が軍事拠点の守備を引き継いだため、表面的にはまさに戦国時代の王と封君との関係は、周王・楚王と諸侯との関係に類似したものとなつたとする。つまり戦国時代の王にとつては地方統治の確立と小国の一族を葬るために封君を必要としたと結論付けるのである。

以上の検討から実際の殷周時代は族的伝統に根ざした宗教的権威による統治であったものが、戦国のファイルを通しているため、王と封君との関係にすり替わつてしまつてゐる事実を提示するのである。

「結びにかえて」では、これまで三章にわたつて述べたことをまとめるとともに、正統觀が議論の核となつたことを承けて、『漢書』芸文志の説を検討する。前漢末の議論は「天子の正統を表現するための具体的な「形」に他ならない」(四八二頁)のであると述べ、このことにより諸子は複数の王に仕え、それぞれの王の正統性を理論化することが求められたと指摘する。なお郭店楚墓竹簡から出土した『老子』から、『老子』と楚文化

の関係を探ること、また諸子の思想が歴代どのように継承されたかという問題をも提起して論を締めくくる。

三

本書の最大の成果は『左伝』の成立を戦国中期と規定し、さらに戦国時代における複数の正統觀の存在を指摘して、『左伝』が戦国韓の正統性を示す予言書であるという新たな見解を示したことにある。この見解を導き出す根拠はいくつも存在するが、そのなかでも『左伝』に形式分類を施したことと『左伝』における微言に着目したことの二点が注目される。前者については、小倉氏の分類を承け、特に【説話】を地の文と会話部分とに分類したことにより、会話部分に戦国時代の表現と微言が含まれてゐることに気付き、『左伝』が予言書であるといふ結論に達することができたことからも、この分類の重要性は明らかである。さらにこの内容分類を逐一整理し、本書の中に「附」として『左伝』全文を記した著者の努力は評価されるべきであろう。また後者について、第一章においては「嗣君」「夫子」「吾子」などの語句や『左伝』の冒頭と末尾を丁寧に検討した結果から、また第二章では晋国諸氏の宗主号の整理検討から、さらに第三章

では『侯馬盟書』の参盟人の階層を確認する際の『左伝』における「卿・大夫・士」の検討から、それぞれの微言によって韓宣子が『左伝』においていかに特別な位置付けとなつてゐるかを導き出してお、著者の細部にわたつて綿密に組み立てられた議論の跡がうかがわれる。まさにこの二点は『左伝』の史料批判を見事に成し遂げたばかりでなく、第一、三章においても重要な根拠として議論を支えており、まさに本書の成立は著者の努力を惜しまないこれらの整理作業の賜物であるといえるだらう。

ところで、以上のような本書における検討もさることながら、これらの問題を論じる際にはやはり著者の『新編史記東周年表』と『中国古代紀年の研究』の存在を評価せずにいられない。著者も「本書の作業は、両拙著の作業とリンクしつつそれに支えられる」と序でも述べているように、本書はこの両書が基礎となつており、その中における膨大な年代矛盾の解消と、年代矛盾の由来の復元という作業から得られた暦の復元がなければ、正統觀の存在にも気付くことはなく、本書の成立もなかつたといつても過言ではない。

このような綿密な作業によつて『左伝』の史料的性格

が解明されたことを承けて、第二章へと移つていくわけだが、まず特筆すべきは、一〇年以上も前に書かれた楚・晋の県制に関する著者の見解が、今回の『左伝』の史料批判を行つた上でも何ら抵触せず、むしろ支えとなつてゐることである。さらに「『左伝』形式分類の是非を、県制に関する記述を通して再確認する作業」(四八〇頁)と著者自身も述べてゐるように、例えば『左伝』における楚の管領者の名称や晋の世族の宗主の称号の検討を通して、『左伝』の形式分類が正しいことを改めて示し、またその中の古い要素を抽出することによって『左伝』の活用法を提示したことは、著者の第一章における『左伝』に対する史料的見解がいかに的を射たものであつたかを示すものであろう。

さらに第二章においても、著者が「史料批判を展開しつつ伝存史料の活用法を探る作業と、その批判の目をもつて出土史料の活用を探る作業とは、表裏一体の関係にある」(四八一頁)と述べるように、「『左伝』の史料的解釈を承けて出土史料である『侯馬盟書』の字釈や製作年代を確定するといった、新たな解釈を可能ならしめたこと、さらには「室」「宗人・兄弟」「卿・大夫・士」の検討から、『左伝』の戦国的な部分を明らかにしたこと

は、著者の見解が出土史料を用いても正しいことが証明され、またその出土史料からも史料批判の可能性があることを提示したことは評価すべきである。

このような各章においてそれぞれ説得力のある見解が示される裏側には、本書の図・表一覧に表わされた図二〇例・表八八例という数、さらには一九〇ページにもわたる『左伝』の内容分類を見ても明らかのように、著者による一つ一つの丁寧かつ綿密な材料収集と整理作業が存在しており、この図・表だけをとっても本書の意義は満たされている。

本書は、『左伝の史料批判的研究』と題されてはいるものの、『左伝』の史料的解明に終始せず、史料批判を行つた上での具体的な『左伝』の使用方法を模索し、また逆に出土史料を用いて今回導き出された『左伝』の性格の裏付け作業を行うなど、すべての章がそれなりに裏付けし、補い合う論を展開していると言えるであろう。

四

さて以上のように本書を整理し、かつその意義について評価した上で、評者は『左伝』の史料的位置付けに関する疑問点を若干提示してみたいと思う。

第一には韓宣子を特別な存在と位置付ける点である。これについてはまず『左伝』に見える「嗣君」についての見解に疑問が残る。「嗣君」の意味について、著者は昭公一二年に見える「晋の昭公新たに立つ」の杜注を取り上げ、「嗣君とは、その時使節が訪問した国の君主や世継と考えられてきた」(一〇三頁)と従来の解釈を述べた上で、『左伝』における「通」の用例を検討し、それは訪問した国の世継ぎ・君主とは限らないという。一見矛盾のない論証のように思われるが、著者が示す杜注とは、昭公一二年にある「朝嗣君」と「通嗣君」という二つの用例のうちの「朝嗣君」についての注である。もし「朝嗣君」の杜注を引用するならば、「朝」の用例を探つた上で、「嗣君」の意味を導き出すべきであるが、本文では「通」の用例を検討しており、ここに矛盾が生ずる。他方「通」の用例を検討するならば、同じ昭公一二年の「通嗣君」にある杜注を取り上げるべきであろう。ただしその「通嗣君」の注には「宋の元公新たに即位す」とあり、「通嗣君」における「嗣君」とは、使節の属する国の世継ぎ・君主と考えられていることがわかり、著者が指摘した「嗣君」の意味とはこれまた矛盾する。思うに著者が「通嗣君」と「朝嗣君」における「嗣君」を同

じ意味に解釈したことがその原因であるのかもしれない。「通嗣君」と「朝嗣君」における「嗣君」の意味が異なることを認識した上で、著者の見解を確認すると、「朝嗣君」における「嗣君」の意味は著者の指摘通りであるとしても、韓氏の宗主と「嗣君」との関係を示した表がほとんど「通嗣君」の用例を用いてることから、この表の意味は後退し、「嗣君」が韓宣子を指す必然性はなくなる。

次に「魯君」についての見解である。まず著者は魯の現君を示す言葉として「魯公」を取り上げるが、文公一二年・定公四年の「魯公」は魯の始祖である伯禽のことであり、また昭公一年の場合は「魯公」ではなく、「魯の公室」と読むのが妥当である。いずれにしても魯の現君を示す言葉ではない。また著者は「[魯君]の語が見られるのは韓宣子の時期のみである」(一〇九頁)といふ如く、明らかに孔子を以て君子と称する用例はある」という見解を提示している。著者はこの箇所を【君子】と分類し、【君子曰】に準ずると規定しているが、もし鎌田氏の見解が正しければ、孔子も「夫子」「吾子」であり、かつ「君子」ということになる。つまり孔子も韓宣子・子産と同様、特別の存在ということになる。なお仮にこの君子を孔子ととらえなくとも、本書の表一八・一九を見た場合、魯の孟僖子も昭公七年で「夫子」とされながら、かつ「君子」とされていることがわかる。

かる。これらの記事は魯の政権が昭公ではなく、季氏を中心とした三桓氏の手に移っているという内容を示していることから、それら三桓氏、特に季孫氏に対する魯の君主を示した称号ではないかとも推測される。少なくとも「魯君」が韓宣子を暗示する根拠にはならないのである。以上「嗣君」と「魯君」については、韓宣子が特別な存在である根拠とはならないことが示されよう。

また韓宣子が特別であることを示す「夫子」「吾子」「君子」の見解にも疑問が残る。この中の「君子」について、以前鎌田氏は君子が必ずしも孔子を指すわけではないとしながらも、「左伝の中にも「君子以^レ督爲^ト有^ニ無^レ君之^ニ心^ニ而後於動^中於惡^上故先書^レ弑^ニ其君^ニ」(桓公二年)といふ如く、明らかに孔子を以て君子と称する用例はある」という見解を提示している。著者はこの箇所を【君子】と分類し、【君子曰】に準ずると規定しているが、もし鎌田氏の見解が正しければ、孔子も「夫子」「吾子」であり、かつ「君子」ということになる。つまり孔子も韓宣子・子産と同様、特別の存在ということになる。なお仮にこの君子を孔子ととらえなくとも、本書の表一八・一九を見た場合、魯の孟僖子も昭公七年で「夫子」とされながら、かつ「君子」とされていることがわかる。

これらから韓宣子・子産のみが「夫子」「吾子」であり、かつ「君子」であるとはいはず、彼らを際立たせる根拠もなくなるのである。

さらに君子である子産が同じ君子である韓宣子を「吾子」と称することによって、韓宣子を上位におくという著者の指摘にも疑問が残る。両者のみが特別な存在でない以上、ここで用いられる「吾子」は著者が指摘したような不吉な予兆を示す言葉と見るべきであり、まさに子産によつて韓宣子の不吉な予兆が施されているとも見ることができ。少なくとも韓宣子を子産より上位におく根拠は失われるであろう。

なお子産についていえば、著者は昭公二〇年の記事で孔子が子産を評価したことにより、「子産もまた特別視すべき存在であった」(一一二頁)と指摘するが、著者は「夫子」「吾子」の検討を通して孔子が特別な存在ではなく、「達人」に過ぎないと規定しており、そのような「達人」に過ぎないと規定されたとしても、子産が際立つ根拠とはならないであろう。

これら以外にも著者は韓宣子と子産を特別な存在として位置付ける根拠として、『左伝』の冒頭と末尾の検討、趙宣子の「宣子」の検討、晋における諸子の宗主号や

「卿・大夫・士」の検討などを挙げるが、どれも「嗣君」や「夫子」「吾子」の議論が関わつておらず、これまでの指摘から韓宣子・子産が特別であるとは考えられないため、いずれも根拠は失われる。

第二は著者の「『左伝』の「説話」会話部分には、戦国的表現が使用されていて、そのままでは、春秋時代を語るべきものにはならない」(一六一頁)という見解についてである。実際に著者は第一、三章で戦国以前を語る場合に、【説話】会話部分であるからという理由で会話部分全体を排除してしまつてゐる。確かに著者が指摘するように、【説話】会話部分には多分に戦国的表現が用いられているが、果たして【説話】会話部分すべてを戦国時代の表現と判断してもよいのであらうか。まず春秋時代の史実を最も多く記しているとされる書物が『左伝』しか残っていない現状では、戦国時代以前の表現は『左伝』でしか見出せないのである。これについては、著者自身も第一章第一節の中の君主の血統の存続の重要性が『左伝』の中の登場人物の言葉を借りて語られることについて、【説話】会話部分であるにもかかわらず、従来の儒者の思想とはせず、「会話に示された解釈が古い意識を引きずつてゐる」(一四八頁)と述べており、

会話部分にはより古い意識が残されていることを認めている。つまり著者が戦国期とする表現も、戦国以前から存在していた可能性は十分にあり得るのではなかろうか。なおこの問題は『左伝』の成立過程にも関わる。例えば高木智見氏が、『左伝』を口頭伝承によつて蓄積された史官の記録を整理集成したものとし、「口頭で伝承されていていたものが、文字や書物が普及してから写定されたと考へられる」と述べているように、『左伝』がもともと各国史料を寄せ集めた書物であることはつとに指摘されている。さらに著者自身も最近の論文の中で付記としている。『左伝』成書の過程は、『左伝』の材料、より端的にいえば材料とされた説話について、その多様な成立の一面として構想すべきであった」と述べており、『左伝』が幾重にも重ねられた過程を経て成立したと考えられる以上、問題となる【説話】会話部分の戦国的表現も、あくまで春秋時代の史実に盛り込まれた体裁を取つており、会話部分すべてを省く必要性はないと思われる。

この『左伝』の成書に関していえば、著者が第一章で取り上げた文・武、武・文といった継承関係の論証にも

疑問が生じる。著者の見解に従えば、『竹書紀年』と『春秋』に施された文・武の継承関係の「形」を否定す

るため『左伝』が作られたとする。しかしこの見解が成立するためには、『左伝』が成立する前にすでに『竹書紀年』と『春秋』がある程度完成された書物となつており、そこに示された「形」が『左伝』の成書者によつて見出されなければならぬ(『竹書紀年』と『春秋』の関係も同様)。しかし『竹書紀年』『春秋』『左伝』の成立時期の前後関係が確定されていない以上、あくまで推測の域を出ず、少なくとも文・武・宣の継承関係を根拠として韓の宣惠王の正統性を示すことは困難であろう。

著者が『左伝』の成立期を戦国中期に確定したこと、また暦の検討を通して『左伝』が韓の暦に適合し、韓の正統性を示しているとしたこと、さらに『左伝』の中にも微言が存在すると指摘したことはいづれも的確である。しかし以上に述べた疑問点を考慮すれば、韓の正統性を示すとはい、その微言による予言の対象として韓宣子を特別視し、さらには韓の宣惠王の正統性を示しているとまでは断定できないように思われる。

五

このように本書で導き出された結論の一部にはやや疑問が残るもの、前二著で示された戦国時代における複

数の正統觀の存在や紀年問題の解明、曆の検討に、本書での易の検討や王莽による『左伝』称揚問題の検討を加えて、『左伝』の成立期を戦国中期に確定したこと、さ

らに韓の正統性を示す予言書であると『左伝』の位置付けを発展させた著者の功績は大きい。もはや『左伝』偽作論争はその意味すら失い、ここに一つの到達点に達したと思われる。陸續として成果を世に問う著者の研究がすべて関連付けられる本書は、いかに著者のこれまでに出した見解が優れていたかを示すものであり、かつ今後もこれらの研究を基礎として展開されていくであろう。まさに著者が示した史料批判という問題は、もはや『左伝』を主に扱う春秋時代のみならず、中国古代史を専門とする者にとって、ますます避けて通れないものとなることは確実であろう。

注

- (1) 鎌田正『左伝の成立と其の展開』(大修館書店、一九六三年) 七八〇七九頁。
- (2) 高木智見「春秋左氏伝—歴史と法の源流」(滋賀秀三編『中国法制史—基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年) 六三頁。
- (3) 平勢隆郎「戦国称王と君主号」(西嶋定生博士追悼論

〔付記〕

評者の遅筆のため本書評が発表される頃には、この『左伝の史料批判的研究』が刊行されではや二年が経つたことになる。この二年の間に著者は『史記』二一〇〇年の虚実 年代矛盾の謎と隠された正統觀』『中国古代の予言書』といった一般書を次々と刊行され、精力的に著作活動を展開している。特に『左伝』との関わりでいえば、『中国古代の予言書』においてさらに詳しくかつわかりやすく論が展開されている。またこの『中国古代の予言書』の中では、本書評において批判した点に関して、例えば「朝嗣君」と「通嗣君」の区別がつけられたことや、「魯公」に関して昭公一年の「魯公」を魯の公室と読み替えていることなど、いくつか修正が試みられているものの、まだ今回の批判がすべて覆るほどには足りないよう思われる。この『中国古代の予言書』についての書評は別の機会に譲ることとしたが、ひとまず本書評における批判点が大まかには修正されないことをここに記しておくこととする。

『『左伝の史料批判的研究』汲古書院 一九九八年 B4判
六八一十三四頁 定価二〇〇〇円』

文集『東アジア史の展開と日本』山川出版社、二〇〇〇年) 一二三頁。